

大木町建設工事総合評価方式試行要領

平成23年12月7日

大木町告示第83号

(目的)

第1条 この告示は、大木町が発注する工事の請負契約において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づき、総合評価方式を試行する場合の事務処理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(試行対象工事)

第2条 総合評価方式の対象となる工事は、予定価格が5,000万円以上の工事であって、次条の総合評価方式審査委員会において総合評価方式による入札を行うことが適当であると判断されたものの中から町長が定める。

(総合評価方式審査委員会)

第3条 総合評価方式審査委員会は、次に掲げる事項を審査するものとする。この場合において、総合評価方式審査委員会の委員は、大木町入札委員会（大木町入札委員会要綱（平成22年大木町告示第51号）に定める大木町入札委員会をいう。）の委員が兼ねる。

- (1) 総合評価方式による入札を行うことの適否
- (2) 評価の方法及び技術評価の基準（以下「落札者決定基準」という。）
- (3) 評価の結果

(総合評価技術委員会)

第4条 前条の審査を行うに当たっては、必要に応じて福岡県総合評価技術委員会の意見を聴かなければならない。

(総合評価の方法及び形式)

第5条 総合評価は、標準点に技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた評価値をもって行うものとするが、落札者決定の際には、便宜上、評価値に定数（1億又は10億）を乗じた値

(小数点以下第3位四捨五入2位止)を評価値として取り扱うものとする。

技術評価点 = 標準点 + 加算点

評価値 = [技術評価点 (標準点 + 加算点)] / [入札価格] × 定数

定数：予定価格1億円未満の場合は、1億

定数：予定価格1億円以上の場合は、10億

2 総合評価の形式は、次のとおりとする。

- (1) 簡易型 技術的な工夫の余地が小さい工事において、簡易な施工計画や過去の同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力と入札価格を総合的に評価することが妥当と判断される工事を対象とし、入札参加希望者から提出された施工計画及び施工実績等により技術力を評価する。
- (2) 特別簡易型 高度な技術を要さない一般的な工事を対象とし、施工実績等により技術力を評価する。

(技術評価の基準)

第6条 技術評価の基準は、次のとおりとする。

- (1) 評価項目 評価項目は、工事の目的・内容により必要となる技術的要件等に応じ設定するものとする。
- (2) 得点配分 各評価項目に対する得点配分は、その必要度、重要度に応じて定めるものとする。

(技術評価点の内訳の開示)

第7条 技術評価点の内訳について、開示を請求する場合は、別紙様式及び返信用封筒を参加申請期限までに提出すること。

2 開示する内容は、各項目の点数のみとし、開札後2週間以内に文書にて通知する。

(入札公告等に示す事項)

第8条 総合評価方式により入札を行う場合、公告及び入札説明書等により、次に掲げる事項を明示するものとする。

- (1) 総合評価方式による入札であること。
- (2) 落札者決定基準
- (3) 技術評価の評価項目及び配点に関すること。

(4) 技術提案等が適正と認められなかった場合、その理由について説明を求めることができること。

(技術提案書等の提出)

第9条 入札参加希望者は、第5条第2項に規定する総合評価の形式に従い、施工計画、施工実績又は技術提案等（以下「技術提案書等」という。）を提出するものとする。

2 技術提案書等については、次のように取り扱うものとする。

(1) 技術提案書等の作成等に要する費用は、入札参加希望者の負担とする。

(2) 技術提案書等の返却及び公表は原則として行わないものとする。

(3) 技術提案書等の提出後における提案内容の変更は認めない。

3 次の場合は、入札参加資格について欠格、又は入札を無効とする。

(1) 技術提案書等が提出されない場合

(2) 技術提案書等の内容が不適當な場合

(欠格の通知)

第10条 前条第3項に該当して欠格となる場合は、入札参加確認通知書により通知する。

(落札者の決定)

第11条 入札価格が予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、第5条第1項に規定する評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札者を定めるものとする。

(技術提案書等の保護等)

第12条 技術提案については、提案以後の工事において、その内容が一般的に用いられているものと認められる場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでない。

2 技術提案書等を適正と認めることにより、設計図書で施工方法を指定しない部分の工事に関する請負者の責任が軽

減されるものではない。

(雑則)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。(平成 28 年 4 月 5 日)

別紙様式（第7条関係）

年 月 日

大木町長 様

住 所
会 社 名
代 表 者 名

㊞

技術評価点の開示について

当社が入札に参加した下記工事における技術評価点の内訳の通知を請求します。

記

1 工 事 名 _____

2 開札年月日 _____ 年 月 日